

居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）

事業者名	住 所	電 話
阿久根市社会福祉協議会	阿久根市鶴見町 167 番地	72-3800
K I C プラン	阿久根市高松町 25 番地	64-6691
グリーンフォレストみかさ	阿久根市脇本 6313 番地 1	75-3222
北国医院	阿久根市本町 183 番地 2	64-6632
居宅介護支援事業所 桃の家	阿久根市山下 4452 番地 1	72-3751

居宅介護支援事業者とは……

阿久根市の指定を受け、ケアマネジャーを設置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をおこないます。

お問い合わせ

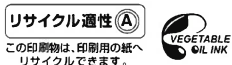
○阿久根市役所 介護長寿課 介護保険係

〒 899-1696 阿久根市鶴見町 200 番地

電話 0996-73-1211 (内線 1455・1456)
0996-73-1229 (直通)

FAX 0996-73-0297

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



禁無断転載 © 東京法規出版
KG011761-1690925

すこやか 介護保険

利用の
てびき

介護保険のしくみ

サービス利用の手順

利用者負担

介護サービス

介護予防サービス

地域密着型サービス

介護予防の取り組み

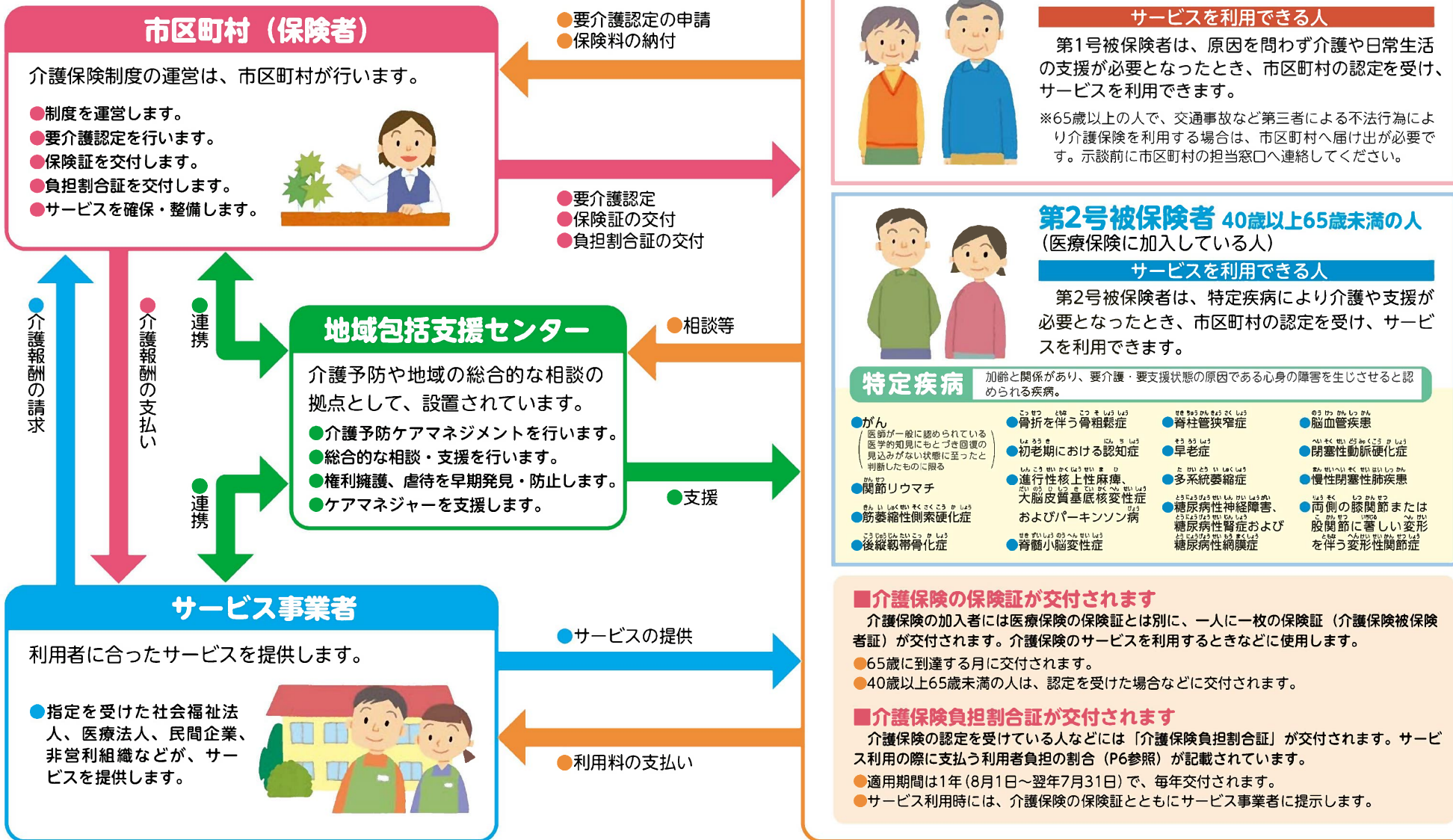
高齢者福祉事業
のお知らせ

介護保険料

阿久根市

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



2 ※掲載している内容については、今後変更される場合があります。

サービス利用までの流れ

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市区町村の窓口にご相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 窓口にご相談します
 介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市区町村の窓口にご相談しましょう。

介護予防・日常生活支援
総合事業の利用を希望

介護サービス、介護予防
サービスの利用を希望

2 要介護認定の申請をします
 介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、市区町村の窓口にて要介護認定の申請をしましょう。
※本人・家族などのほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証 (40歳以上65歳未満の人の場合)

◆本人確認ができるもの、マイナンバー確認の書類、主治医に関する情報など、上記のほかにも必要な書類がある場合がありますので、市区町村に確認しましょう。

2 基本チェックリストを受けます
 生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」を受けます。
※40歳以上65歳未満の人は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定を申請し、要支援1・2と認定される必要があります。

3 調査と審査が行われます

- 認定調査
 心身の状況を調べるため、本人と家族などから聞き取り調査などをします。
※全国共通の調査票が使われます。
- 一次判定(コンピュータ判定)
 調査票と主治医意見書をもとにコンピュータによる判定をします。
- 二次判定(介護認定審査会)
 認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

主治医意見書
 生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

生活機能の低下が
みられた

生活機能の低下が
みられなかった

※認定結果の通知は、原則として30日以内に市区町村から送られてきます。認定の有効期間は原則として、新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です。更新については、有効期間満了前(満了日の60日前から受付)に更新手続きが必要です。

4 認定結果をお知らせします

- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3
- 要介護4
- 要介護5

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

- 要支援1
- 要支援2

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービスによって、生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当
 要介護・要支援に該当しなかった人です。介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、基本チェックリストを受けましょう。
※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

2 要介護認定の申請へ
介護予防・生活支援サービス事業対象者

介護サービス(介護給付)
 を利用できます
 居宅介護支援事業者に依頼してケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。
P7へ

介護予防サービス(予防給付)
 を利用できます
 地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。
※介護予防ケアプランにもとづき、介護予防・生活支援サービス事業をあわせて利用できます。
P10へ

介護予防・日常生活支援総合事業
 を利用できます
 市区町村が行う、65歳以上の人を対象とした、介護予防のためのサービスです。
P13へ

介護予防・生活支援サービス事業

- 1 訪問型サービス (身体介護、生活援助、ゴミ出しや移動支援など)
- 2 通所型サービス (機能訓練、身体介護、ミニデイサービスなど)
- 3 その他の生活支援サービス (配食、見守り、地域サロンの開催、外出支援など)

一般介護予防事業
 65歳以上の人なら誰でも利用できる、介護予防のためのサービスです。

サービス利用の手順

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

介護保険サービスの利用者負担

サービス費用の一部負担で利用できます

介護保険サービスは、実際にかかる費用の一部（利用者負担割合）を負担することで利用できます。ただし、おもな在宅サービスなどには上限額（支給限度額）が決まっています。それを超えるサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

利用者負担割合

3割	<ul style="list-style-type: none"> ①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額※1が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	<ul style="list-style-type: none"> 3割負担以外の人で①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額※1が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除を前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。
 ※2 合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

サービス費用が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担を世帯合算して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担の上限 令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額(月額)
●現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、単身世帯の場合は年収383万円以上、2人以上世帯は年収520万円以上の場合	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●高齢福祉年金の受給者 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下	個人 15,000円
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

令和3年8月から 現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額(月額)
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●高齢福祉年金の受給者 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下	個人 15,000円
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口申請してください。

サービス利用にはケアプラン（介護予防ケアプラン）が必要です

ケアプラン（介護予防ケアプラン）とは、サービスの利用計画書のことで、要介護1～5の人は居宅介護支援事業者（施設サービスなどはその施設）に依頼してケアプランを作成します。要支援1・2の人は地域包括支援センターに依頼して介護予防ケアプランを作成します。サービスはケアプラン（介護予防ケアプラン）に基づいて利用します。

ケアプラン（介護予防ケアプラン）の相談・作成には、利用者負担はありません。

介護サービス〈要介護1～5の人〉

在宅サービス

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。
 ★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物などの生活援助をします。



●利用者負担のめやす

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）	250円
生活援助中心（20分以上45分未満の場合）	183円

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。

●利用者負担のめやす

1回	1,260円
----	--------

訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回（20分以上行った場合）	307円
----------------	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合（月2回まで）	514円
----------------	------

訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす（30分未満の場合）

訪問看護ステーションから訪問の場合	470円
病院または診療所から訪問の場合	398円

施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで行います。

●利用者負担のめやす ※送迎を含みます。

〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～要介護5	655円～1,142円
-----------	-------------

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす ※送迎を含みます。

〈通常規模の事業所の場合〉（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～要介護5	757円～1,369円
-----------	-------------

介護サービス〈要介護1~5の人〉

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護 (ショートステイ)



介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)
〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	596円	596円	696円
要介護5	874円	874円	976円

短期入所療養介護 (ショートステイ)



介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)
〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	752円	827円	833円
要介護5	966円	1,045円	1,049円

生活する環境を整えるサービス

[]内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与]

福祉用具のレンタルを行います。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす (車いす付属品を含む)	×	●	●
特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり (工事をとまわないもの)	●	●	●
スロープ (工事をとまわないもの)	●	●	●
歩行器	●	●	●
歩行補助つえ	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト (つり具の部分を除く)	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

●：利用できます ▲：尿のみを吸引するものは利用できます
×：原則利用できません (必要と認められれば利用できる場合があります)
※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

住宅改修費支給 [介護予防住宅改修費支給]

下記の住宅改修をしたとき、後日住宅改修費を支給します。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③引き戸などへの扉の取り替え
- ④滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え

●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に利用者負担割合分を除いた額が支給されます。

特定福祉用具販売 [特定介護予防福祉用具販売]

申請が必要です

下記の福祉用具を購入したとき、後日購入費を支給します。

- ①掛掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分

●利用者負担について

⑥排泄予測支援機器 (令和4年4月から)
いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度で10万円を上限に利用者負担割合分を除いた額が支給されます。

なお、都道府県などの指定事業者から購入した場合に限って支給されます。

特定施設で利用するサービス

特定施設入居者生活介護

特定施設 (指定を受けた有料老人ホームなど) に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をいたします。

●利用者負担のめやす (1日)

要介護1	538円
要介護5	807円

施設サービス

- 要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。
- ★基本的な費用のほかに、利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。



介護保険施設に入所して利用するサービスです。直接入所を申し込んで契約し、ケアプランを作成してもらってサービスを利用します。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4~9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。

●新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

在宅復帰を目指す

介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

長期的な療養が必要

介護療養型医療施設 (療養病床等)

急性期の治療は終わり、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療施設です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

介護と医療を一体的に

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

施設サービスを利用した場合の利用者負担

利用者はサービス費用の利用者負担割合分と、居住費等・食費・日常生活費の全額を負担します。利用者負担割合分以外の費用は施設との契約で決まりますが、居住費等・食費には基準となる額 (基準費用額) が定められています。低所得の人は申請して認められた場合 [介護保険負担限度額認定証] が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。基準費用額との差額は [特定入所介護サービス費] でまかなわれます。施設と利用者の間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額となります。

●基準費用額 (1日あたり)

令和3年8月から 食費の基準費用額が変わります。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	1,392円
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	令和3年8月から1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は () 内の金額になります。

●負担限度額 (1日あたり)

令和3年8月から 第3段階が細分化され、食費の負担限度額が一部変わります。

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から600円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人 (令和3年7月まで)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円
令和3年8月から 第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は () 内の金額になります。

上の表に当てはまっても①②のいずれかに該当する場合は、特定入所介護サービス費の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯 (世帯分離している配偶者も非課税) でも、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ③については、令和3年8月から預貯金等の金額が利用者負担段階ごとに設定されます。
 - 第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - 第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - 第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - 第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

介護予防サービス〈要支援1・2の人〉

介護予防サービス

★利用者負担のめやす、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。
※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」で提供される「訪問型サービス」と「通所型サービス」については13ページをご覧ください。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。



●利用者負担のめやす

1回	852円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回（20分以上行った場合）	307円
----------------	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



●利用者負担のめやす

（単一建物居住者1人に対して行う場合）

医師が行う場合（月2回まで）	514円
----------------	------

介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす（30分未満の場合）

訪問看護ステーションから訪問の場合	450円
病院または診療所から訪問の場合	381円

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを行います。



●利用者負担のめやす（1か月につき）

共通サービス ※送迎、入浴を含みます。

要支援 1	2,053円
要支援 2	3,999円

有料老人ホームなどで利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。



●利用者負担のめやす（1日）

要支援 1	182円
要支援 2	311円

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす（1日）

（介護老人福祉施設・併設型の施設の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	446円	446円	523円
要支援 2	555円	555円	649円

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす（1日）

（介護老人保健施設の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	577円	610円	621円
要支援 2	721円	768円	782円

介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶ P8をご覧ください

介護予防住宅改修費支給

▶ P8をご覧ください

地域密着型サービス [] 内は、地域密着型介護予防サービスの名称です。

地域の特性に応じたサービス

- ★サービスの種類は市区町村により異なります。原則として他の市区町村のサービスは受けられません。
- ★利用者負担以外に、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。
- ★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

[介護予防小規模多機能型居宅介護]

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスを行います。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、一体的な介護や医療・看護を行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な特定施設で利用するサービス

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用型の特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入所する人に、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な施設サービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人に、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

※要支援1・2の人は利用できません。

認知症の人を対象としたサービス

認知症対応型通所介護

[介護予防認知症対応型通所介護]

認知症の人が対象の通所介護で、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで行います。



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

[介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の人が共同生活する住宅で、食事・入浴、機能訓練などのサービスを行います。

※要支援1の人は利用できません。

24時間対応サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、一体的にまたは連携して行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

介護予防の取り組み

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の人を対象にした、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

生活機能の状態などによって利用できるサービスが決まります。支援が必要になったと感じたら、地域包括支援センターや市区町村に相談しましょう。

市区町村によって行っているサービスの内容や利用者負担は異なります。

介護予防・生活支援サービス事業

利用できる人

- 「要支援1・2」の認定を受けた人
- 基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）

※要介護1～5の認定を受けて介護サービスを利用する以前から、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

介護予防のさまざまな要望に対応するため、介護予防を目的とした訪問型サービスや通所型サービスに加え、住民主体の活動を支援するなど多様なサービスを行います。

1 訪問型サービス

■既存の介護サービス事業者による、介護予防を目的とした、訪問を受けて利用するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

■多様なサービス

- おもに民間企業による掃除・洗濯などの生活援助など
- ボランティアなどによるゴミ出しや布団干しなどの住民主体の生活援助など
- 保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス
- 通所型サービスの送迎など、ボランティアなどによる移動支援や移送前後の生活支援



2 通所型サービス

■既存の介護サービス事業者による、介護予防を目的とした、通所して利用するサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

■多様なサービス

- おもに民間企業とボランティアの補助によるミニデイサービス、運動、レクリエーション活動など
- 住民主体の体操・趣味活動など自主的な「通いの場」の提供
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス



3 その他の生活支援サービス

- 配食（栄養改善、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの）
- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービス・通所型サービスと一体的に提供されるもの）



一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できます。

地域の住民が主体となった「通いの場」や市区町村が行う体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。一般介護予防事業は、65歳以上の人なら誰でも利用できるサービスです。



高齢者福祉事業のお知らせ ～高齢者支援のさまざまな取組～

お問い合わせ先 介護長寿課 高齢者支援係 ☎0996-73-1241

在宅福祉サービス

～住み慣れた我が家で安心して暮らすために～

阿久根市内の65歳以上の方は約8,200人で、高齢化率は42%と鹿児島県内でも高い数値となっています。

高齢者の方々がいつまでも住み慣れた地域で安心して、そして元気に過ごしていただくため、本市では「高齢者向け在宅福祉サービス」を実施中です。サービスの利用に当たっては、市が実態調査などを行い、適正と判断された方に提供することとなります。なお、申請内容と実態調査等により、適正と判断されたものが利用できることとなります。



緊急通報システム設置事業

自宅に緊急通報装置を取り付け、緊急時の対応体制を整えます。
対象者一主に一人暮らしの高齢者で、疾患などで緊急時の対応が困難な方

利用料：ボックス型：月額 500円

訪問給食サービス

一人暮らしの高齢者などに、安否確認を含む配食サービスを行います。
対象者一身体虚弱、障がいなどの理由のため、買い物や調理が困難な方

利用料：370円/1食 ※日曜日、8月14日・15日、12月31日～1月2日の配食はお休みします。
※悪天候などの状況によって配食できないことがあります。

介護手当支給事業

要介護認定を受けた高齢者を自宅で介護している方に対し、手当を支給します。
対象者一申請日において、要介護3以上または重度認知症で要介護2の認定を受けた高齢者を6か月以上、自宅で介護している方

支給額：72,000円/年 ※要介護者が申請日から6か月さかのぼり、10日以上
の入院やショートステイの利用がないこと。

高齢者紙おむつ支給事業

常時紙おむつを必要とする要介護認定を受けた高齢者に対し、「紙おむつ利用券」を支給します。
対象者一要介護3以上または重度認知症で要介護2の認定を受けた高齢者の方で、トイレでの排泄が困難な方

支給額：48,000円/年 ※要介護3以上の方でも、介護保険第1号保険者保険料
が第6～9段階の方は対象外となります。
※申請月から月割で支給します。

はり・きゅう施術助成事業

はり・きゅうの施術を受けた場合に、その料金の一部を助成する補助券を支給します。
対象者一後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、税の滞納の無い方

1枚あたり900円（20枚交付）

● 養護老人ホームについて ●

経済的、住環境問題から安心して生活できない高齢者を養護老人ホームに措置する老人保護措置制度があります。お困りの方はお気軽にご相談ください。

福祉タクシー利用券の交付について

在宅の高齢者や障がいのある方が、外出する際に利用されるタクシーの料金の一部を助成します

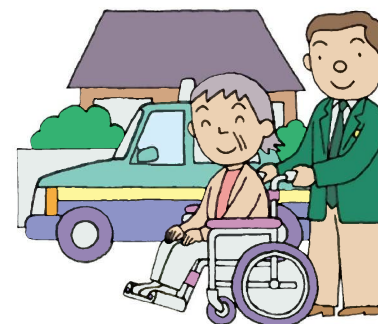
★主な助成対象者 タクシー利用券1枚300円を、年間最大48枚助成します。(1か月当たり利用券4枚を交付します)

◎利用は、一人1回の乗車につき1枚の利用券を使用できます。

申請日において、**阿久根市内に住所があり、市民税非課税世帯に属する在宅の方**で、次のいずれかに該当する方です。

- 75歳以上・運転免許証を持っていない方
 - 74歳以下・運転免許証を持っていない方で、介護保険認定の要介護度が1以上の方または障害者手帳をお持ちの方
- ※手帳の種類は次のとおりです。
- ① 身体障害者手帳が1級・2級
 - ② 療育手帳の総合判定がA1・A2
 - ③ 身体障害者手帳が3級で、かつ療育手帳の総合判定がB1
 - ④ 精神障害者保険福祉手帳が1級・2級
- ※次の方は助成対象となりませんので、ご注意ください。
- ・医療機関に入院している方
 - ・介護保険施設や社会福祉施設に入所している方

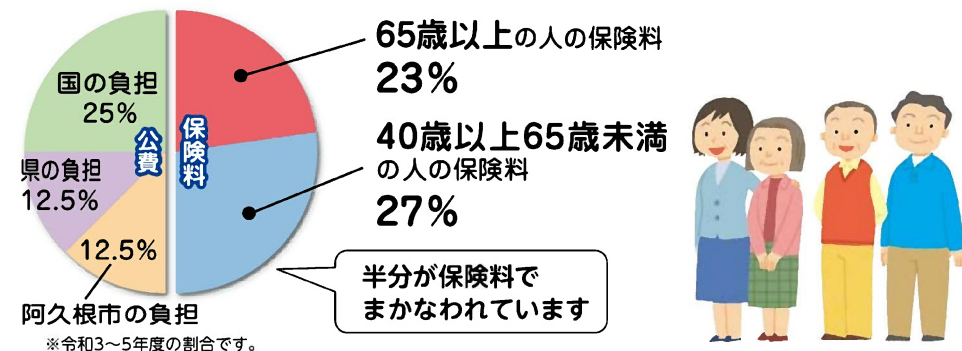
なお、運転免許証を持っていても、ケガや病気が原因で、申請日から3か月以上にわたり継続して自動車などの運転ができない方は、対象になります。(ただし、申請時に医師の診断書が必要)



保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担分は除く）



保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割～3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

サービス費用の全額を利用者が負担します。申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときに利用者負担が3割または4割※になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。
※利用者負担割合3割の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに阿久根市の担当窓口までご相談ください。



40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

保険料の決め方と納め方

国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



介護保険料

$$\text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算

※保険料と同額の国庫からの負担があります。
※市区町村によって組み合わせが異なります。

納め方

医療分、後期高齢者支援金分、介護分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護保険料

$$\text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。
※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

介護保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人の保険料は、阿久根市で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。



第1号被保険者の基準額は
このように決まります

基準額
(年額74,400円)

阿久根市の介護サービス総費用のうち
第1号被保険者負担分

阿久根市の第1号被保険者数

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

●阿久根市（令和3年度から3年間）介護保険第1号被保険者保険料

所得段階	対象者	標準割合	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	●生活保護を受給している方 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方(※1)または、前年の課税年金収入金額と合計所得金額(※2)の合計額が80万円以下の方	基準額×0.30	22,320円 (1,860円)
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50	37,200円 (3,100円)
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.70	52,080円 (4,340円)
第4段階	●世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.90	66,960円 (5,580円)
第5段階	●世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額×1.00	74,400円 (6,200円)
第6段階	●本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	89,280円 (7,440円)
第7段階	●本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	96,720円 (8,060円)
第8段階	●本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	111,600円 (9,300円)
第9段階	●本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.70	126,480円 (10,540円)

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

(※1) 老齢福祉年金

(※2) 合計所得金額

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。

特別徴収

年金が 年額18万円以上 の人 → 年金から天引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金 支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

※1年間を通じて保険料ができるだけ均等になるように、「仮徴収額」と「本徴収額」がほぼ同額になるよう8月の徴収額で調整する場合があります。



年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時的に止めになった場合

……など

普通徴収

年金が 年額18万円未満 の人 → 納付書・口座振替

阿久根市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

納期は、7月・8月・10月・11月と翌年の1月・2月の年に6回です。

保険料納付は
口座振替が
便利です

- 保険料の納付書
 - 預（貯）金通帳
 - 印かん（通帳届け出印）
- これらを持って阿久根市内の各金融機関及び郵便局で手続きしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。